


商工神奈川

2024 2

令和6年 新春賀詞交歓会・表彰式を開催しました!



No.794

2~3ページにこの内容を掲載しています! 

Contents

〈巻頭〉令和6年度賀詞交歓会並びに表彰式	2
〈特集〉価格転嫁のための団体協約の活用	4
組合あてな	8
情報連絡員の声	9
組合Q&A	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



“人を「^{つな}ぐ」、組織を「^{むす}ぶ」、地域を「^{つな}ぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

令和6年 本会新春賀詞交歓会 並びに 表彰式を開催

本会では、令和6年1月18日(木)、ロイヤルパークホテル(横浜市西区)にて新春恒例の賀詞交歓会並びに表彰式を御来賓含め約300名の参加を得て開催しました。

森会長は「3年余に及んだコロナ禍も「5類」への移行により、ようやく日常が戻りつつあり、昨年は中小・小規模事業者を取り巻く経営環境も、受注の回復やインバウンドの増加など、明るい兆しが見え始めた一年でした。

その一方で、経済活動の正常化に伴い「人手不足」が顕在化するとともに、原材料価格や人件費などのコスト増を十分に価格に転嫁できない中で、「継続的な賃上げ」が求められているなど、多くの事業者が未だ厳しい状況に置かれています。多くの課題を乗り越え、中小・小規模事業者が持続的な成長、発展を目指していくためには、個々の自助努力に加えて、中小企業連携による共助と団結の力で経営課題の解決に取り組んでいくことが不可欠です。新しい年2024年を、「辰年」にふさわしい、「上昇と発展の年」にしていくため、本会としても、これまで以上に「頼られる中央会」となるよう、きめ細かい「伴走支援」の充実・強化に全力で取り組んでまいります。皆様におかれましては、どうか昨年に変わらぬご支援、お力添えをお願い申し上げます。」と挨拶を行いました。



主催者挨拶をする森会長



表彰状授与の様子

また、ご臨席いただいた御来賓の中から、黒岩祐治神奈川県知事、加藤元弥神奈川県議会議長及び大竹弘樹日本銀行横浜支店長よりご挨拶をいただき、表彰式では、組合功労者、優良組合、優良役員、優良職員の順に表彰が行われ、受賞者は盛大な拍手とともに祝福を受けました。

休憩の後、交流懇親会を開催し、懇親会には小泉進次郎衆議院議員自民党神奈川県連会長をはじめとした御来賓の方々にご出席頂き、出席者は交流を深め、盛況の後、閉会しました。

受賞者の皆様は右記の通りです。(順不同・敬称略)

組合功労者 3名

氏名	所属団体	役職
江森 克治	神奈川県印刷工業組合	理事長
平森 基起	横浜化学工業団地協同組合	理事長
吉水 啓子	海老名第一商業協同組合	理事長

優良組合 7組合

団体名	設立年月日	団体名	設立年月日
ICT産業協同組合	平成15年12月10日	協同組合戸塚旭町通商店会	昭和31年8月20日
神奈川県自動車部品商協同組合	平成23年4月1日	横浜道路清掃事業協同組合	平成16年4月1日
神奈川県福祉共済協同組合	平成19年3月6日	若松商店街振興組合	昭和39年4月9日
神奈川県旅行業協同組合	平成7年12月25日		

優良役員 21名

氏名	所属団体	役職
飯島 幹雄	協同組合藤沢葉業協会	副会長
池田 一郎	横浜鶴見電気工事協同組合	副理事長
伊藤 博	神奈川県商店街振興組合連合会	理事長
今井 伸之	川崎市造園建設業協同組合	副理事長
上野 昌之	ワイ・アール・ピー情報産業協同組合	理事
太田 智	協同組合クリーンテクノかながわ	理事
川又 辰治	神電工藤鎌協同組合	監事
菊池 健次	神奈川県冷凍空調設備協同組合	理事
菊池 芳史	小田原液化ガス協同組合	理事
岸 太郎	神奈川県工業塗装協同組合	専務理事
草間 寛之	住重ME外注指定業者協同組合	理事
黒崎 昇	横須賀市資源回収協同組合	監事
桑原 俊也	清水原工業団地協同組合	理事
齊藤 正則	神奈川県警備業協同組合	副理事長
鈴木 勝	藤沢市資源循環協同組合	副理事長
竹和 繁治	協同組合横浜輸送センター	理事
辻村 直幸	神奈川県歯科用品商協同組合	副理事長
中村 章二	神奈川県家具協同組合	副理事長
古谷 雄一	ミーズ設計連合協同組合	理事長
矢部 一男	神奈川県コンクリート圧送業協同組合	理事
山田 健二	横浜市防災機器販売協同組合	専務理事

優良職員 15名

氏名	所属団体	役職
青木 千恵子	協同組合厚木市資源再生センター	主任
池田 篤史	北相貨物自動車協同組合	事務局長
内田 常夫	箱根温泉旅館ホテル協同組合	事務局次長
尾上 正人	神奈川県自動車交通共済協同組合	担当課長
金子 静子	藤沢石材協同組合	事務長
桑江 弘子	横須賀果物商業協同組合	事務局員
小菅 智代	神奈川県小型生コンクリート協同組合	事務局長
小宮山 俊哉	川崎市管工事業協同組合	主任
須藤 理一郎	横浜市建築設計協同組合	
永澤 弘子	神奈川県金属プレス工業協同組合	事務局員
中嶋 純子	神奈川県電気工事工業組合	職員
堀江 玲子	神奈川県遊技場協同組合	課長代理
三代川 雄二	横浜新興青果商業協同組合	事務局長
柳下 文子	協同組合アツリュウ	係長
山川 健太郎	神奈川県自動車整備商工組合	総務課長



受賞された皆様、誠におめでとうございます!



取引先との価格交渉、価格転嫁対策に組合を活用しませんか！

価格転嫁のための 団体協約の活用

東京都立大学法科大学院教授・弁護士 饗庭靖之

1 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の 適切な価格転嫁の実現

今日、サプライチェーンの川上に属する製品の製造を行う企業が、サプライチェーンの川下に属する企業に対して、原材料やエネルギー価格の高騰分や適切な賃金引上げのための原資を得るために価格転嫁することの困難性が大きな問題となっています。

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に著しく低い対価での取引を行うことを強いていること、とりわけ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格へ反映させないことが、価格転嫁を行うことを困難なことの原因となっています。

親事業者と下請事業者の間では、取引価格の決定方法を改善するため、価格は合理的な算定方式に基づき、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるように、親事業者と下請事業者の間で協議して決定していくことが必要です。

そして、商品製造者(メーカー)から商品の納入を受けている小売事業者が、サプライチェーン全体の共存共栄のため、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組み、サプライチェーン全体の事業者の適正な利益の実現と、各事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善を可能にする取引対価を決定していくことが必要です。

2 内閣官房と公正取引委員会の 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

令和5年11月29日、内閣官房と公正取引委員会は、「令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていないこと、この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である」として、その取引環境の整備の一環として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「指針」という。)を策定しました。

その「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、次のとおり、記載されています。

- (1)「発注者の採るべき行動」として、「労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること」としています。
- (2)受注者が直接の取引先から労務費の転嫁を求められ、当該取引先との取引価格を引き上げるために発注者に対して協議を求めたにもかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。
- (3)「受注者から協議の要請を受けた際に、労務費の上昇分の価格転嫁に関するものであるという理由で協議のテーブルにつかないことにより、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある」として、発注者・受注者ともに年1～2回の協議の場を設けることを提言しています。

特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁については協議が必要であることに留意が必要である。」としています。

- (4)そして、公取委の「指針」は、「組合による団体協約の締結」を価格交渉の手段であるとして、次のように記載しています。

「中小企業等協同組合法等に基づく団体協約を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。

独占禁止法が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性をある程度確保したまま、一つの事業者として購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行うことを許容するところにある。小規模事業者等にとっては、集団として、大企業である取引事業者に対して取引条件について対等な交渉力を持つことや、大企業である競争者に対等に競争していくことが必要となるという理由で、法律により適用除外が認められているものである。」

3

事業者団体の組合員の取引先の事業者との交渉による 団体協約の締結

団体協約は、事業者の取引条件の改善のために広く用いることができる政策方法ですが、団体協約が最も有効に機能するのは、事業者間の取引価格を引き上げることです。

取引を行う事業者間で、力関係に優劣があれば、力が劣位にある事業者は、力の優位する事業者の求める契約条件を飲まざるをえません。もし、力の優位する事業者の求める契約

条件を飲まないときは、その事業者との継続的な取引関係を維持することはできず、取引関係を失うことにつながるからです。

対等な力関係にない事業者間の取引関係は、相対的な力関係によって優越する力を濫用することを生じるおそれがあります。

このようなとき、力の優位する事業者の求める契約条件が不合理なものにならないように、対等な立場で契約条件について交渉していくための方法が、団体協約です。

事業者が取引先事業者と取引を行う際に、単独で取引条件を合意すると、相対的に不利な取引条件の受入れをせざるを得ないとき、事業者は事業者団体(協同組合、協同組合連合会等)を組織して、事業者団体が取引先事業者と、提供する財、サービスの価格、提供・納入の期日や方法などの取引条件について団体交渉を行い、団体協約を締結することができます。

団体協約で締結された取引条件は、組合員が取引先の事業者との個別の取引契約に適用され、団体協約を締結した事業者との契約では、団体協約に基づく契約条件に従って取引が行われることになります。

事業者団体(協同組合、協同組合連合会等)と取引先事業者との取引条件改善のための交渉は、事業者の組織する協同組合の力によって、事業者にとって有利な取引条件を導き出すものです。

4 取引条件を改善するために団体協約を活用する動き

価格転嫁のために団体協約を活用することについて、自動車車体整備業における、団体協約を締結するために、団体交渉をしようとする動きを紹介します。

- (1)自動車車体整備業者は、自動車保険を適用して自動車を修理する際の修理の内容と修理代金について、損害保険会社と協議調整しているが、損害保険会社が取引条件を事実上決定しているため、自動車車体整備業者の団体(協同組合連合会)は、企業間物価の上昇の影響や従業員に対する適正な賃上げを実現するため、団体協約を締結するための交渉をしようとしています。
- (2)損害保険会社は、自動車総合保険により、被保険者に対して、対物賠償による自動車の修理費を支払う義務があり、対物賠償による自動車の修理費の支払いを行っています。また、損害保険会社は、自動車総合保険に基づき、被保険者のために、折衝、示談を行っています。

自動車の修理は、自動車の所有者である被保険者の発注により、自動車車体整備業者が修理を行っているが、損害保険会社が、修理内容と修理代金について自動車車体整備業者と協議・合意し、修理代金の支払いを行います。

自動車車体整備業者の修理代金を決定しているのは、実際には損害保険会社であるため、自動車車体整備業者は、損害保険会社を相手として、所属員事業者の取得する財又はサービスに関する契約上の権利義務の内容を改善する交渉をする必要があります。

実際、損害保険会社が修理工賃の積算根拠として使う指数対応単価については、平成6年までは日本損害保険協会各県支部と各県の自動車車体整備協同組合の間で協議が行われていました。

これに対して、平成6年に、公正取引委員会が日本損害保険協会が協議するのは独占禁止法違反の疑いがあるとして、日本損害保険協会が協議の当事者となることを止めさせました。

その結果、以後のほぼ30年間、平成6年のときに設定されていた指数対応単価がほぼそのまま使い続けられることとなってしまっており、工賃単価についての価格決定が、自動車整備業者に不利な形で行われるままになっている状況になっています。

このため、自動車車体整備業者を組合員とする協同組合の連合会が、その所属員である自動車車体整備業者と損害保険会社との間の取引条件を改善していくため、損害保険会社と交渉を行い団体協約を締結することを自動車車体整備業者の方々は強く要望しています。

このため、自動車車体整備業者を組合員とする協同組合の連合会は、公正取引委員会に対し、独占禁止法に抵触することなく、損害保険会社と指数対応単価を引き上げるための価格交渉を行うことができることの確認を求めています。

5 まとめ

事業者団体（協同組合、協同組合連合会等）が、組合員の取引先の事業者との団体交渉を行うことにより、取引先の事業者との間で、団体協約を締結することが、事業者が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に価格転嫁することを実現するための有効な手段となると考えられます。

自動車車体整備業者のように、取引関係がある事業者との取引価格においては、原材料費の上昇と従業員に対する適正な賃上げを可能なものにするためには、団体協約として包括的に協定を結ぶために、事業者団体が一括して交渉することが望ましい価格交渉のあり方です。

東京都立大学法科大学院教授・弁護士 **饗庭 靖之**（あえば やすゆき）

首都東京法律事務所の代表を務めるとともに、東京都立大学法科大学院教授として、民法、倒産法、環境法などを講義している。

そのほか、全国中小企業団体中央会「経済法規検討委員会」委員や、「外国人技能実習生適正化指導事業」委員に就任している。



第12回「かながわ商店街大賞」授賞式が開催されました!

令和6年1月5日(金)、県民共済プラザビル メルヴェーユにて第12回「かながわ商店街大賞」授賞式が開催されました。「かながわ商店街大賞」は、神奈川県内の商店街の優れた取り組みを表彰し、広く紹介することにより、あらためてより多くの県民に商店街の役割や魅力を知ってもらうとともに、他の商店街の活性化の参考としてもらい、県内の商店街全体の活性化に寄与することを目的とする表彰です。神奈川県や公益社団法人商連かながわ、神奈川県中央会などが実行委員となって毎年開催されており、夏に公募を行い、今回は大賞に1団体、優秀賞に1団体、特別賞に1団体の商店街が選出されました。今回の特色は、商店街のこれまでの実績や、SDGs に対応した取り組みなども含め、それぞれがその特性に応じて工夫を凝らしていることが評価され賞の受賞に至りました。



受賞者紹介

大賞 〈人気サッカーチームの練習場が地域資源となった機を逃さず街が一体となり取組推進〉
久里浜商店会協同組合(横須賀市)

京急久里浜駅周辺の6つの商店街の連合体。ポイントカードのアプリ化、移動販売「久里浜おつかい便」等多岐にわたる事業に長年取り組んでいる。近隣に「横浜F・マリノス」の練習場がオープンしたことから、機を逃さずアクションを起こし、商店街では「F・マリノス KURIHAMA カレー」をマリノスと共同開発し一部店舗で販売、さらにはフラッグ・幟等を掲げ、地域全体をマリノスのチームカラーであるトリコロールで彩るなど、街が一体となって取組みを推進している。これまでの実績に加え、事業に取り組むスピード感と一体感、横浜F・マリノスとの密な連携が評価された。

優秀賞 〈街の特性を強みとして活かし未病改善のテーマに取り組む〉
協同組合戸塚旭町通商店会(横浜市戸塚区)

戸塚駅西口エリアにある商店会。商店会内に大きな病院をはじめ健康にかかわる事業所が多数あるという特性に着目、「健康」を軸にした新たな活性化のコンセプトを確立した。その中で様々な事業に着実に取り組んでおり、「未病の改善」をテーマとした販促事業を強化するとともに、「SDGs」を基本方針として地域に愛される商店街運営を行っている。特に「健康フェスタ」は地域に根付いたイベントとなっており、また組合員店も健康の視点で自社の商品・サービスを見直すなど、商店会の特性を最大限に活かした活動が評価された。

優秀賞 〈地域に根付いた「夕暮れ酒場」を頻度高く継続しており、近年はSDGsも実践〉
浜大門通り新光会(平塚市)



表彰式の様子



製造業

パン 人材の確保に苦戦しているところが多い、パート・アルバイトもかなり金額を出さないと集まらずかといって新規採用の人だけ高いわけにもいかないので人件費総額の負担増感が高くなってきている。

酒造 令和5年11月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比111.83%と上回った。内訳は吟醸酒110.57%、純米吟醸113.14%、純米酒106.59%、本醸酒135.53%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比89.16%と下回り、合計で対前年比109.31%と前年を上回る結果となった。

ひもの 歳末商戦に戻りが感じられるようになったが、原料(魚)確保が十分に出来ず厳しい経営に変わりにない。一方、箱根等を訪れる観光客に戻りが見られることから春の観光シーズン以降の観光需要に期待したい。

家具 家具の業界紙のアンケートをみると、2024年の市場見通しは、「是非」半々。物価上昇が止まらず節約志向になるとの見方、賃金はそれほど上がらないとの現実的な見方がある。一方、ポストコロナ時代における新たな需要を開拓する余地があるとの指摘も少なくない。発想の転換や工夫次第でまだまだ成長は見込めるとの経営者がいる。

製本 昨年よりイベント関係の仕事が増加した会社が多い。仕事量は少しずつ回復しているものの、製造コストの増加が大きく収益性は低下している。価格転嫁が急務である。組合活動としては組合員のみではあるが忘年会を開催した。

石油製品 今月も「半導体需要の落ち込み懸念により減収トレンド、原材料費や荷造運賃等の値上げ分の転嫁が課題」との情報が寄せられた。

砕石 生コンクリートの出荷は地域差があるものの昨年10月より減少してきており、骨材の出荷も同様に減少してきている。

工業塗装 昨年12月は、その月のみ受注が好調であった。当社の外部環境は昨年同期に比べるとかなり好転している。防衛産業が予算増加で今後とも好調に推移するからである。その他の産業は令和6年5月頃までは、年度の端境期となるため低調と予測される。

工業団地（相模原市） 12月の共同受電使用量は前月比+9.96%（前年同月比-8.55%）と4ヵ月ぶりにプラスとなった。特別高圧受電者に対して神奈川県給付金支給、二期申請（8月分・9月分）を団地内企業28社中17社が申請した。

工業団地（相模原市） 商用トラック安全基準更新のためモデルチェンジが計画されているので旧モデルが好調。モデルチェンジ後に価格上昇が見込まれるため。半導体関連は一時期品薄状態があったが供給が落ち着き、ここ最近では若干の供給余裕感も感じられた。建設機械メーカーでは生産増加に伴い完成車両の在庫が増え一時生産抑制があった。

工業団地（伊勢原市） 新型コロナウイルス感染症が「第5類感染症」に移行で経済活動が活発になることを期待したが、地球温暖化による天候不順や各地で紛争が勃発するなど不安定な社会状況に加え、円安が追い打ちをかける結果となり業績改善には至らなかった。

金属製品 12月に入っても仕事量が上がらない状況、本当に景気が上向きにあるのか？中小企業はまだまだ厳しい状況が進みそうである。この状況で賃上げができるのか？

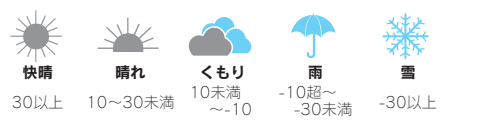
船舶製造・修理 来年の鋼材価格は国内の需要や供給だけでなく、世界全体の主原料価格や国際相場等の影響を受け変動する。つまり為替や紛争、原油価格等不確定要素が多く、非常に先の見通しが、しにくい状況に有る。市場の変化に敏感に対応できる様、身軽なフットワークを備えて置く必要が有るのかと思う。

工業中心の複合業種（川崎市） 横ばい状態。一部の企業は多忙になってきている様子だが、全体での受注は減少傾向、短納期の仕事が多く各社とも波が大きい。年末、年始は休みを長めにする企業も目立つ。

工業中心の複合業種（厚木市）
 ・半導体製造の遅れ、材料費等の高騰による収益圧迫、中国経済の先行き不透明感、ウクライナ・中東情勢などにより、設備投資の先送りが懸念される。
 ・価格転嫁が進み、中間在庫の整理もつき、実需に見合った動きになっているが、本格的回復は24年下期か。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
	全体	2.7%	0.0%	27.0%	-8.1%	-18.9%	-17.6%	4.8%	-28.4%
製造業	19.0%	0.0%	38.1%	-9.5%	0.0%	-14.3%	4.8%	-19.0%	9.5%
非製造業	-3.8%	0.0%	22.6%	-7.5%	-26.4%	-18.9%	—	-32.1%	-22.6%

【天気図の見方】 各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値(KI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

菓子卸

売上は値上げの影響もあり戻りつつあるようだが経費も増加しており、すべてが利益にはなっていないようだ。2・3・4月も値上げが予定されており、安心できる状況ではないと感じている。

卸団地

売上については前年同月比で増加となったが、新型コロナ禍以前(4年前)と比較した場合、依然減収している状況。(一部企業では4年前比増収となっている)取扱い商品・販売ターゲットによって業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足・小麦不足等によって、海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では材料等仕入れ価格の上昇、電気料と物流経費増加分を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが依然中小企業の大半が転嫁することが厳しい状況。(売先により格差がある。)物価高騰の変動費上昇分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

リサイクル(横浜市)

【新聞古紙】

これまで過多となっていた在庫調整が一服したという事で、韓国メーカーで12月より購入数量を増やす動きが見られたが、少量であった模様。

【雑誌古紙】

海外メーカーからの需要は堅調であり、価格も横ばいで推移している。インドネシアから日本品を求める声があるものの、同国向けは品質検査が必要であり、出荷条件も厳しくなっている為、輸出しにくくなっている。

【段古紙】

ベトナムや台湾向けに11月末に価格が底を打ち、12月中旬以降上昇傾向へと転じている。スエズ運河でのコンテナ船拿捕や、パナマ運河の水位低下による通航制限を受け、船会社ではアフリカ喜望峯周りの迂回路を取る動きが広がっており、欧州から東南アジア向けの貨物に1カ月程遅れが出ている模様。事態改善の見通しが不透明な中、東南アジアのメーカーでは船足の短い日本品へ食指が動いており、価格が上昇していると思われる。

リサイクル(大和市)

古紙市況は国内については年末環境下において市中発生量が増加することが見込まれているが、製紙生産量は減少しており、古紙消費の低下傾向が続いている。来年は古紙の需要回復を期待したい。一方海外輸出向けは増加基調で前年同月比で10ヵ月連続増となっている。鉄スクラップ市況は海外の輸出向けは好調で、海外市場の指標となるトルコ向け輸出量の上昇局面が継続している。国内においては鉄源需要の回復が見込まれているが、市中発生量が前年同比で下回っており、年内は様子見となっている。アルミ市況は自動車産業の生産停止やリコール等で弱気となっている。古繊維市況については海外向けが好調な動きを見せていたが、円高ドル安の為替相場はマイナス材料となるため今後も注視が必要である。

機械器具

業界内のM&Aが増えている。ダイハツの問題は県内に外注先がなく、特に問題はナシ。車のEV化による工具消耗の減少が徐々に悪影響を及ぼしている。

菓子

前年よりも大分好転。

化粧品

コロナゼロゼロ融資の返済が始まり資金繰りが苦しいお店もあり又、店頭売上も前年を割ってしまっている。

電化製品

工業会からの発表によると2023年11月まで出荷実績は台数ベースで前年実績に達したのはヘアドライヤー1商品のみで、金額面でも僅かではあるが前年実績を割っている数字であった。家電業界は厳しい状況であったが、行政によるエコ家電に対する助成策などもあり、エアコン、冷蔵庫の販売促進につながった。

青果(小田原市)

終わったと思われた今年の猛暑の影響はイチゴの苗の生育を遅らせ、9月の大雨が苗を植える畑のうねを流出させ定植をも遅れさせたため、クリスマスシーズンの出荷が少なくなり価格を上昇させると共に、入手困難となり厳しい年の瀬となった。

青果(横須賀市)

12月に入っても、8月・9月の高温等の影響が続き、野菜・果実ともに入荷は不安定で相場は高値で仕入荷揃いには苦戦を強いられた。国内だけでなく輸入果実も世界的な異常気象・為替・ウクライナ・パレスチナの軍事紛争の影響で。原油高、海路輸送コストの上昇により、物流の停滞を招き、依然高値のままの状況であった。暖冬他、食品の値上げもあり、生鮮青果物はクリスマス・年末の業務用・消費需要ともに上がらず、小売販売はかなり厳しい状況であった。総体的には当組合の取扱量前年比93%取扱高前年比98%であった。

鮮魚

固定客が減っているため仕入も控え目だったため負担も少なかったが売上も上がらなかった。昨年と比べて値下がりした商品もあったが余計に売れることはなかった。

燃料

原油価格の下落、円高ドル安の流れが続き、第3週出荷分は、エネオス・出光興産・コスモ石油とも仕切り方針はいずれも、前週比リッター当たり2円50銭の下げとなった。同様の理由で、政府の激変緩和補助も13円に、1円70銭減額されたが、下げ幅は元売り会社の仕切り価格の方が大きく、実質仕切は、80銭の値下げとなった。実質値下げは、10月12日改定分以来10週ぶりとなった。政府補助金は、延長・拡充により、10月5日改定時に37円60銭に拡大したが、11月以降は8週連続で縮小している状況である。末端市況では、前年比97%から98%程度の売り上げ状況で、粗利益も低下しており、経営環境は厳しい状況となっている。神奈川県のカソリン平均価格は12月20日現在で、171.0円である。(情報センター公表)12月11日現在では、172.3円である。(情報センター公表)

共同店舗

コロナが5類になってから好転した。空店舗は1カ所のみ。

タイヤ販売

原材料高騰による仕入価格の高騰で売り上げは増えているものの販売本数は横ばいか減少している為、利益は増えていない。作業工賃などのサービス部分を値上げしないと賃金上昇に結び付かない事業所が多い。暖冬の影響が12月に入ってから気温が高い為、スタッドレスタイヤの販売需要が不安である。また全国の量販店では冬タイヤ売り上げが対前年比75%前後となっている。年内に降雪・または降雪予報があるかどうかで売り上げが大きく変わる業界なので暖冬という予報に不安が多い。コロナの影響で滞っていたアクティビティが今後増加されることにより、需要が増えることを今後期待したい。

商店街（川崎市） 今月は天候が良く安定していたので微増ではあるが全体的に売上は良かったようだ。また、ウインターキャンペーンで販売したプレミアム付プリペイド・商品券があり売上に寄っていたようだ。

商店街（横浜市） 年末、飲食店はコロナ明けでよくなったが人手が足りなく賃金・仕入価格は上昇している。物販については原価は上昇して売上はむしろ悪化している。依然厳しい状況である。

商店街（横須賀市） 12月期も物価高が続いているが、11月27日(月)に発行したプレミアム商品券の下支えもあり、天候に恵まれて来街者は堅調に伸びている。

商店街（藤沢市） 商店街全体の売上は、ほぼ前年並み。しかしながら、商圏内での競合が多い生鮮・加工食品店舗では、上昇する仕入価格を、そのまま販売価格に転嫁できず、利幅が少ない状況に陥っている。また、キャッシュレス決済を導入していない生鮮・加工食品店舗が相対的に多く苦戦が続いている。飲食やサービス部門の売上は比較的堅調であり、価格転嫁が比較的スムーズに進んでいることもプラス材料である。

温泉旅館・ホテル 外国人客の比率が高く、高単価による売上増の状況が続いている。中国人客が増加しており、他のお客様から迷惑行為(白タク利用・大浴場での騒ぎ・施設内でのドローン撮影等)の苦情をいただくことが多くなっている。

ファイナンシャルプランナー

今年の年末は電子帳簿保存法やインボイス関連の作業のため各種内部事務の量が増加している。

情報サービス業

- ・ ETC、NTT およびドコモ料金のインボイス取得が煩雑で稼働がかかる。
- ・ 技術者不足が継続中。

建設設計 建築業界では、建築資材価格の高止まりが続いていたが、鉄骨(H鋼)の単価が下がり始めた。将来的に需要が下降すると思われるのが原因である。また他の資材価格については横ばいで継続している。横浜市では、学校の建て替えが続いており、今月に3校の設計が発注される。また、小規模な改修計画は随時公表されている。

柔道整復師 マイナンバーカードの保険証化が来年初から始まり、ペーパーベースの保険証が廃止になる。便利になることはよいことだが、どこまでの機能が備わっているのか不明だ。さて、お伝えしている対前年同月比のデータは令和5年9月分のデータで、95%となった。異次元の少子化対策が行われ、健康保険料の値上げにて賄うことのようにだが、高齢者も負担割合を3割にするような案もでてくる。異次元の少子化対策をとるのは非常によいと思うが、これにより本来受診しなければならない高齢者などにしわ寄せがゆき、結果、日々の来院数の減少につながるのは必至だ。やはり、医療従事者も適正労働ができる状況を構築するための制度見直しが喫緊の課題であるため、政府は診療報酬本体に関して0.88%上昇させるようだが、薬価引き下げ1%でトータルマイナスになること、上記のように診療抑制につながる窓口負担の改正、結果としてかなりの減収になるものと思われる。こちらが我々柔道整復師の療養費にどう影響がでるか心配である。

管工事業 界に係る機材の売り上げの景況は好況なものもある中、全体的にはほぼ横ばいで推移している。年末でかけこみ工事もあるものの収益は微増、コロナ禍前までの回復はまだ実感として沸いてこない。慢性的な業界の人材不足も否めないなか、建設投資額の約6割を占める民間投資のさらなる需要増と公共工事の早期発注へ希望を託し、新たな年を迎えたい。

電気工事 ・ ケーブル不足で仕事が止まっている。
・ 電線、ケーブルの不足と人手不足 そのため物件受注に影響がある。
・ 資材の物流の悪化で製造にも影響があり工期の遅延、人材の一時的な余力が生じ収益に先々影響があり資金繰りにも響くものと考える。

空調設備工事 県内の大型現場が少なくない。材料・原油・電気などの値上げで利益が減少している。いまだに人手不足と4月よりの働き方改革が大きな問題となっている。

畳工事 12月2日(土)に行われた神奈川県職業能力開発協会主催による「ものづくりマイスターが教えるものづくり体験教室」に当組合が依頼され参加。子供達に熊本県産イグサで作るクリスマスリースを作成。大盛況に終わった。少しでも畳の良さ、ものづくりの魅力が伝わったと思う。今年はコロナ禍緩和により仕事が増えるかと思ったがコロナ禍になってから一番悪い年になった。

道路貨物（厚木市） 自動車関連部品や鋼材の物量が減少しており、昨年よりは動きは良いが全体的に荷動きは悪い。例年12月に増える食品や飲料についても大きく増えることはなく低調であるが、半導体関連製品や鉄骨などの建設関連資材は増えてきており、台数の少ない平ボディートラックの運賃が上がってきている。輸出入貨物については、輸入貨物の減少が大きく、全体的な物量が減っているため運賃値上げが難しく、厳しい状態が続いている。運賃値上げを認める荷主も増えてきたが、値上げ幅が微少である荷主も多く、2024年問題に関わる人件費や燃料高騰等の支出増に追いついていない。

道路貨物（横浜市）

地場輸送	前年同月比	+10.0%
長距離輸送	〃	+ 3.0%
重量品輸送	〃	△11.0%
海上コンテナ輸送	〃	△12.0%

依然として 燃料価格が高止まりしているため、厳しい経営状況が続いている。

歯科技工 12月は歯科用貴金属の値下がり、ほかの材料も価格が安定し受注量も順調で売上は増加した。今年を振り返るとコロナ禍からの開放も背景にあるが人があらゆる面で動き始めた。歯科関連のセミナーも3年間のブランクを埋めるべく活発な動きを見せている。コロナ禍ではオンラインが主流であったが、参加型、又は参加型とオンラインの併用が今は常態である。セミナーに関しては集客が難しくなったとの声があちこちで聞かれる。昭和37年から令和5年まで61年続けてきた横浜デンタルショーも次回開催の予定が立たない。

不動産 資材高騰が続き新築・リフォームとも利益率に影響している。相変わらず賃貸におけるコロナ後の家賃滞納が減らず、大変、管理上困っている。

質屋 通常、質屋は、質預かりの融資が12月にはボーナス等で返済されることで、12月にはそれに伴う質料収入で利益が増加するものだが、昨年12月は、返済は通常通り多かったものの、それ以上に新規の融資が多かったのが例年にない変化であった。また、中東の紛争勃発以来、金価格の高騰が続き、それもあって貴金属買取も例年になく多く、そうした古物品売却で売上高も多くなった。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第7回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 税務署から、組合員の持分の払戻しを請求する通知が届きました。どのように対応するべきでしょうか。

A.

1 税務署から通知される組合員の持分の払戻し請求というのは、国税徴収法74条で規定されている、いわゆる「差し押さえた持分の払戻しの請求」というものです。

税務署長は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の持分を有する構成員の持分を差し押さえた場合、その組合に対して持分の一部の払戻しを請求することができるという法律です。

払戻しの請求のためには、その他の要件として、

①持分譲渡に制限があり、かつ、②その持分以外の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき国税に不足する場合、という要件がありますが、今回はこれらの要件は全て満たされていて、国税徴収法74条に基づく持分の払い戻し請求が可能である場合について検討したいと思います。

2 国税徴収法74条2項では、持分の払戻し請求は「30日前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。」と規定されていますので、まずは予告の通知が届きます。その後、持分の払戻し請求となります。

国税徴収法74条によっても、組合員の持分全部の払戻し請求をすることはできません。組合員の身分権を侵害することはできないからです。

あくまでも持分の「一部」の払い戻し請求が認められているに過ぎません。この「一部」とは、「1口の出資を除外した残りの持分をいう。」と国税庁のHPで明記されています。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/05/01/05/074/01.htm>

つまり、出資1口分の持分を残した他の持分全部の払戻しを請求できる、という制度です。

持分を差し押さえたとしても、税務署が組合員の身分権を侵害することはできないので、税務署が組合員を脱退させることができないことは当然です。そこで、脱退とならないように出資1口分を残して、残りの持分について組合から払い戻しを受け滞納税金分の回収を図れるようにしたのが国税徴収法74条です。

3 では、税務署から「差し押さえた持分の払戻しの請求」が来た場合に、組合としては、すぐに対応しなければならないのでしょうか？

この点については、前述の国税庁HPに「脱退があったと仮定した場合における中小企業等協同組合法等の規定による持分の払戻し」をいい、「その持分の金額は、脱退を仮定した事業年度の終わりにおける組合等の財産によって定まる。」と記載されています。

すなわち、税務署から持分の払戻しの請求が来たとしても、すぐに対応しなければならないわけではなく、事業年度末後の通常総会で決算承認を得た後に払い戻せば足りる、ということになります。

4 また、税務署からの払戻し請求に対して、組合は「組合員が組合に対して債務を負っていること」を理由として、持分の払戻しの停止や相殺を主張することはできるのでしょうか。

3で記載したとおり、「脱退があったと仮定した場合における中小企業等協同組合法等の規定による持分の払戻し」ですので、「脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻しを停止することができる。」という中小企業等協同組合法22条の規定が適用されます。

すなわち、持分の払戻しをうける組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は持分の払戻しを停止することにより、組合財産を確保することができます。さらには相殺を主張することも妨げない、と解されています。

これに対して、中小企業等協同組合法23条に規定されている、組合員からの請求による「出資口数の減少」の場合には、逐条解説によれば、「組合は、払戻しの停止処分をすることができない。」と記載されています。

持分の一部払戻し請求の場合には、組合員は脱退するわけではなく、その性質は出資口数の減少に類似しているため、この「払戻しの停止処分をすることができない」のではないかと疑問になりますが、この点についても国税庁HPにはっきりと「組合等の構成員である滞納者が組合等に対して債務を負っているときは、その債務を完済するまでは、組合等は持分の払戻しを停止することができる。」と記載されています。

5 税務署から、国税徴収法74条に基づく持分の払戻し請求の通知がなされても、急いで対応する必要はありません。

あくまでも、脱退する組合員に対する持分払戻しの場合と同様の時期に、同様の対応（払戻しの停止や相殺も可能）を取ることが可能です。

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和6年
3月6日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸 今月の品

『かながわの名産100選』より



#77 三浦のキンメダイ

関東近海の主漁場は相模灘周辺から伊豆諸島海域。県内では三浦市での漁獲量が一番多い。近年は鍋だけでなく刺身や煮物等の人気も上がり、1年を通して漁獲されている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
 神奈川県 国際文化観光局
 観光課国内プロモーショングループ
 TEL: 045-210-5767(直通)

編集後記

寒いせいか犬が温もりを求めて膝の上から離れません。犬の体温は38度くらいあるので丁度良い湯たんぽが膝に乗っている感じになります。



布団での定位置は枕の上です(邪魔)。布団の中に入って湯たんぽになり飼い主の役に立つといった発想はないようです。

担当者 H

情報募集

『商工神奈川』に組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
 情報調査部 TEL:045-633-5134
 もしくは組合担当者まで

ICG 神奈川県信用保証協会



LINE 友だち募集中

- 金融支援
- 創業支援
- 経営支援

～夢と未来に向けて～
 かながわの中小企業を
 応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット保証等の別枠保証もごさいます
- 2 資金調達がスムーズになります
- 3 原則として第三者保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部 045(681)7178	川崎支店 044(222)7811	小田原支店 0465(23)0138	横須賀支店 046(822)3821	藤沢支店 0466(23)0792	厚木支店 046(221)0633	相模原支店 042(752)0575
---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)



神奈川県中小企業団体中央会
ビジネスJネクスト制度のご案内



- 団体業務災害補償保険制度 -

従業員や企業を巡るトラブル、
貴社の備えは万全ですか？

従業員が病気となり、退職を相談された際に、
治療と仕事の両立をサポートはできていますか？

社長！！作業中に高所から落ち、従業員が亡くなりました！



社長！！病気にかかった従業員から退職の相談が増えています！

社長！！セクハラにより会社が訴えられています！！

社長！！不当解雇が原因で損害賠償請求をされています！！



日本の高齢化は年々進んでおり、2030年には**人口の3分の1が65歳以上**の高齢者になる見通しです。
高齢になるほど入院する割合は増加傾向にあり、**特に55歳以上で増加**が目立ちます。
『福利厚生 の 充実』『健康・働き方への配慮』が求められています。

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	製造業	異動後の過重な業務により脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、三井住友海上（045-274-8916）にお問い合わせください。

貴社名		所属組合名	
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市西区高島1丁目2-5（横濱ゲートタワー21階）
TEL：045-274-8916
FAX：045-641-2158

202302/AKD79/D

案内図



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR関内駅北口 徒歩5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分